

※ 仙台市記載欄

令和8年度

2・3号用

※収受印

※ 入 所 番 号	—	※ 利用保育施設等	
※ 移 行	利用保育施設等: (令和 . .)		
※ 解 除	令和 . .		

令和8年度利用継続届出書

注意事項及び同意事項 ※ご記入前に、必ずご確認ください

- ・ 4ページの「注意事項確認票」に同意のうえ、次のとおり保育施設等の利用継続届出書を提出します。
- ・ 保育を必要とするものの事由確認や利用者負担額(保育料)等決定、保育施設等移行にかかる利用調整のために必要な範囲で、仙台市が本書類2・3ページに掲げる書類の情報を閲覧・照会することに同意します。
※ 同意しない場合、前に掲げた文を二重線で消してください。この場合、別途書類の添付が必要となります。
- ・ 油性ボールペンなどの容易に消えないもので記入してください(熱でインクが消えるペンは使用不可)。

(あて先) 仙台市長 令和 年 月 日

(同意者記名欄) 上記注意事項及び同意事項を確認のうえ、保育施設等の利用継続届出書を提出します。

保護者 1 氏 名

住所

〒 —

仙台市

自宅電話

— — (連絡先) — —

保護者 2 氏 名

☐ 保護者1と同じ(住所の記入は不要です)

住所

〒 —

仙台市

自宅電話

— — (連絡先) — —

※ ひとり親(父母が離婚かつ別居している、未婚、死別等)の場合は、保護者2の記載は不要です。

利用児童	フリガナ氏名	住所(保護者の住所が異なる場合のみチェック)	生年月日			令和8年3月31日時点の年齢	性別
		☐ 保護者1と同居 ☐ 保護者2と同居	令和	年	月 日	歳	☐ 男 ☐ 女

令和8年4月1日時点の児童の家庭状況(児童の保護者及び同住所の家族全員)

保育を必要とする理由		保護者1	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他						
		保護者2	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他						
(単身赴任中の保護者も記載してください)	フリガナ氏名		利用児童との続柄	生年月日			年齢	就労先・就学先の名称、利用中(予定)の保育施設・幼稚園等名、病状等	
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:
				昭和 平成 令和	年	月	日	歳	名称等:

※ 別居している祖父母の状況については、2ページに記入してください。

【利用者負担額(保育料)等決定にかかるチェック項目】※ 以下の項目に該当する場合は、□をチェックしてください(必要書類は3ページを参照)。

ひとり親の場合	☐ 離婚かつ別居 ☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ その他()	生活保護適用	☐ あり	障害がある方と同居 (あてはまる場合、3ページ2(3)をご記入ください)	☐ あり
---------	--	--------	-----------------------------	---	-----------------------------

同居の有無を選択し、**別居の場合のみ氏名・住所等を記入**してください。「状況」がその他の場合は状況を記入してください。
保護者と連絡がとれない場合など、祖父母に連絡をすることがあります。

【保育を必要とすることを証明する書類】

該当者欄

(1) 1か月に64時間以上就労している場合

☐ ◇ 【就労証明書(※)】(就労者・就職内定者)

(父・母・祖父・祖母)

※ 内容に不備がある場合、受付できない可能性があります。

☐ ◇ 【保育を必要とすることの申告書(証明書)(※)】(自営業・農業等・内職をしている方)

(父・母・祖父・祖母)

※ 自営業の場合は、事業の実施(予定)が確認できる書類の添付が必要です。(以下いずれかの書類の写し1点以上)

① 開業している場合

☐ ◇ 直近3か月分の事業収入が確認できる帳簿、請求書、納品書、請負契約書等、事業の実態が客観的にわかる書類

※ 開業から3か月以内の場合は、個人事業の開業届や営業許可書(証)等も可。

② 開業予定の場合

☐ ◇ 店舗の賃貸借契約書、取引先との請負契約書等、開業予定であることを証明する書類

※ 自営業の専従者の場合は、上記①②に加え、専従者として従事していることの証明書類が必要です。

☐ ◇ 事業主の直近の確定申告書(第2表)、青色事業専従者給与に関する届出書、事業主からの申立書等 ※ 上記①②の書類で専従者として従事していることが確認できる場合は不要。

(2) 妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合

☐ ◆ 母子健康手帳の写し(母の氏名・分娩予定日(出産予定日)の記載箇所)

(母)

(3) 病気、けが、障害を有しており、保育が困難な場合

☐ ◇ 診断書の写し(家庭での保育が困難である旨が明記されているもの)

(父・母・祖父・祖母)

※ 入院・通院・自宅療養の状況が分かる内容が必要です。

☐ (☐ ◆身体障害者 ☐ ◆精神障害者保健福祉 ☐ ◆療育) 手帳の写し

(父・母・祖父・祖母)

(4) 1か月に64時間以上家庭内の親族を常に介護・看護している場合

☐ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(※)

(父・母・祖父・祖母)

☐ ◇ 診断書の写し

続柄

☐ (☐ ◆身体障害者 ☐ ◆精神障害者保健福祉 ☐ ◆療育) 手帳の写し

(

☐ ◆介護保険被保険者証の写し ☐ ◇ その他(

)

(5) 求職活動中である場合

☐ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(※)

(父・母)

(6) 1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)

☐ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(※)及び在学証明書等

(父・母・祖父・祖母)

(7) その他どうしてもお子さんの保育ができない場合

☐ ◇ 状況が確認できる書類(

)

(父・母・祖父・祖母)

2. 利用者負担額(保育料)等決定及び保育施設等移行にかかる利用調整のための書類

(1) 生活保護受給中の方

☐ ◆ 生活保護証明書

(2) ひとり親世帯の方

☐ ◆ 児童扶養手当証書の写し

☐ ◇ 戸籍の全部事項証明書

☐ ◇ その他(

)

※ ひとり親世帯の方は、世帯状況の確認のため、上記書類のいずれかをご提出ください。

(3) 障害がある方と同居している場合

続柄

☐ (☐ ◆身体障害者 ☐ ◆精神障害者保健福祉 ☐ ◆療育) 手帳の写し

☐ ◆ 特別児童扶養手当受給証明書の写し

(

☐ ◆ 障害基礎年金受給年金証書の写し

(4) 利用児童の兄姉が従来制度幼稚園を利用(予定)中の場合

続柄

☐ ◎ 在園証明書の写し(利用(予定)施設名:

)

※ 入所予定の場合: 令和 年 月 日から利用予定

(5) 利用児童の兄姉が企業主導型保育施設に入所(予定)又は児童発達支援等を受けている場合

☐ 在園証明書等、在園していることを証明する書類

※ 保育施設等の申込時点で、利用児童の兄姉が企業主導型保育施設に入所又は児童発達支援等を受ける予定であり、在園証明書等の在園していることを証明する書類を提出することができない場合は、「利用者負担額(保育料)軽減適用等に係る申立書」(*)の提出が必要となります。

※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、利用者負担額(保育料)等は最高階層の金額に決定します。

※ 仙台市から市民税の決定を受けていない方で、利用者負担額(保育料)等の算定にあたり令和7年度の市町村民税額を確認する書類を仙台市に提出していない場合等により最高階層で保育料が決定している方は、速やかに必要書類をご提出ください。

《 注 意 事 項 確 認 票 》

- 1 保育施設等の利用対象となるのは、保護者が次の表に掲げる保育の必要性の事由に該当する場合です。**保育施設等の利用中に基準に該当しなくなった場合や必要書類の提出がない場合は、利用中の保育施設等を退所していただくことになります。**

1. 1か月に64時間以上就労している場合(自営業、夜間勤務、内職等を含む)。
※ 利用中の児童の弟妹の育児休業中の場合、利用中の児童の保育施設等利用可能期間は原則として育児休業対象児童が1歳に到達するまで(1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで)の期間となります。育児休業中の利用には保育施設等利用継続申請が必要です。申請がない場合、利用することはできません。
※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。
 2. 妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合。
※ 認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。ただし、多胎児の場合は出産予定日の14週前に応ずる日から認定することができます。該当する場合はお申出ください。
 3. 病気、けが、障害を有しており、保育が困難な場合。
 4. 1か月に64時間以上家庭内の親族を常に介護・看護している場合。
 5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
 6. 求職活動中である場合。
※ 認定期間は認定開始日から90日又は3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。
 7. 1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要するもの)。
 8. その他、上記に類する場合で、どうしてもお子さんの保育ができない場合。
- 2 **求職活動や出産等を保育の必要性の事由とする場合、認定期間(保育施設等を利用できる期間)が制限されます。認定期間内に必要書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育施設等は退所となります。**また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、保育施設等は退所となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1か月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類をご提出ください。
- 3 就労証明書等の内容について就労先等に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、ご提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- 4 保育の必要性の事由の現況確認のため、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めます。
- 5 提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合、保育の利用に関する決定を取り消すことがあります。
- 6 保育施設等の利用期間中は、利用者負担額等(月額)の表に従って決定された利用者負担額(保育料)等を納入いただきます。0～2歳児クラスについては、保育料に主食費(ごはん・パン等)・副食費(おかず・おやつ等)が含まれます。また、3～5歳児クラスについては、保育料は0円となりますが、主食費・副食費(※いずれも施設で定める額)のお支払いが必要です。なお、保育料の決定や副食費徴収免除判定にあたり、同一世帯者を含む市町村民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認します。
※ 令和8年4月～8月分の利用者負担額(保育料)等は令和7年度(令和6年1月～12月収入分)の市町村民税によって、令和8年9月～令和9年3月分の利用者負担額(保育料)等は令和8年度(令和7年1月～12月収入分)の市町村民税によって決定します。
- 7 **長期欠席する場合もその期間の利用者負担額(保育料)等のお支払いが必要です。また、保育所を利用中に2か月を超えて長期欠席する場合は原則退所となります。認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を利用中に2か月を超えて長期欠席する場合も退所をお願いすることがあります。**
- 8 特別な事情もなく期限内に利用者負担額(保育料)等の納入が無い場合、就労先や取引先金融機関に対する調査のうえ、事前の予告なしに財産(預貯金・給与・生命保険等の債権や不動産)の差押を行う場合があります。
- 9 利用者負担額(保育料)等を納期限までに納入しなかった場合は、法令に基づき、延滞した日数に応じた延滞金または遅延損害金を徴収します。
- 10 利用者負担額(保育料)等が増額変更となった場合、すでに納付頂いている金額との差額分を請求します。
- 11 保育施設等の利用中に住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は、直ちに「**教育・保育給付認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届**」と必要書類を保育施設等(又は区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課)へご提出ください。なお、**仙台市外へ転出された場合は原則退所**となります。